

さぬき市監査委員公告第3号

監査結果（定期監査・行政監査）に基づき、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定により、別紙のとおり公告します。

令和3年6月25日

さぬき市監査委員 元 山 清
さぬき市監査委員 多 田 泰 宏

監査結果に基づく措置通知

令和2年度定期監査・行政監査

さぬき市監査委員

令和2年度定期監査監査・行政監査結果に基づく措置通知一覧

結果 No.	区分	項目	対象組織	ページ
1	検討事項	葬斎場（しずかの里）使用料の納付方法について	市民部生活環境課	P1
2	検討事項	老朽危険空き家対策について	市民部生活環境課	P2
3	委員意見	人権・同和教育の推進について	市民部人権推進課	P3
4	検討事項	適切な人員確保について	総務部秘書広報課	P4
5	指摘事項	団体運営補助金の間接補助について	市民部生活環境課 健康福祉部 長寿介護課 教育委員会事務局 生涯学習課	P5、6
6	検討事項	避難訓練の在り方と防災士の活用について	総務部危機管理課	P7
7	指導注意事項	備品台帳の整備について	総務部危機管理課 建設経済部 農林水産課 教育委員会事務局 教育総務課	P8
8	指導注意事項	準公金取扱規程の遵守について	建設経済部 農林水産課 健康福祉部 福祉総務課	P9

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度		結果No.	1
監査結果の区分	検討事項	対象組織	市民部生活環境課	
指摘・意見等の項目	葬斎場（しずかの里）使用料の納付方法について			
指摘・意見等の内容	<p>さぬき市が構成員である三木・長尾葬斎組合が運営している葬斎場しずかの里の使用料については、利用者から、葬斎組合に代わり、市が使用許可証発行時に預かっている。その預り金について、週に一度、生活環境課職員が現金をしずかの里へ持参している状況である。</p> <p>しかしながら、しずかの里へ現金を持参することは、現金事故などの危険を伴うものであり、納付方法としては問題があると考えます。</p> <p>納付方法について、現金を持ち歩くリスクを伴わない選択肢を検討されたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	市民部生活環境課
措置内容等	<p>使用料を現金で持参することについて、納付方法として問題があることは、十分に認識しているが、現時点で他の納付方法を選択することは、実務上難しいのが現状である。</p> <p>しかしながら、令和3年度からは、リスクの軽減を図るべく、週に1回の納付回数を月に2回としている。</p> <p>なお、今後は、職員が現金を持参することのない納付方法について、三木・長尾葬斎組合と協議しながら、検討を重ねていきたい。</p>

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度	結果No.	2
監査結果の区分	検討事項	対象組織	市民部生活環境課
指摘・意見等の項目	老朽危険空き家対策について		
指摘・意見等の内容	<p>近年、少子高齢化が進み、同時に未管理空き家の老朽化が全国的に問題となっている。さぬき市においても例外ではなく、空き家戸数が平成28年度調査では1,338戸あったが、人口減少に伴い年々増加していることが推察できる。老朽危険空き家除去支援事業として、補助対象工事費用の5分の4以内で、最高160万円を限度として支給する事業を行っているが、令和元年度の補助金交付決定数が22戸と、老朽危険空き家戸数が減少するまでには至っていない。今後、更に戸数の増加が見込まれ、市としての危険空き家に対する補助制度の見直しが求められる。</p> <p>また、除去支援事業未申請の空き家についても、倒壊や破損等により周辺住民の生活環境に影響を及ぼすと思われる場合、市が除去できる体制整備等を検討願いたい。</p>		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	市民部生活環境課
措置内容等	<p>老朽危険空き家の除却支援事業補助金については、市の補助金額の4分の3に国・県の交付金を充当しており、これ以上の国費等の増額を期待できないことから、本制度における補助率等の見直しを図ることは、財政的に厳しいと考える。</p> <p>一方で、補助率を下げることにより空き家の除却件数を増やすという選択肢もあるが、県内他市町との整合性やすでに本制度を利用した者との公平性等を考慮すると、難しいのが現状である。</p> <p>また、除却支援事業補助金未申請の老朽危険空き家については、何らかの措置を求める周辺住民の声が増えつつあるが、その多くが管理者不在の土地・建物であり、これらを行政代執行により除却を進めるためには、専門性かつ集中的な事務処理体制が必要で、現在の生活環境課だけでは対応が困難である。今後は、全庁的な取組として、空家等対策の実施体制の再構築を検討したい。</p>

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度	結果No.	3
監査結果の区分	委員意見	対象組織	市民部人権推進課
指摘・意見等の項目	人権・同和教育の推進について		
指摘・意見等の内容	<p>人権・同和教育推進事業補助金については、各学校のPTAが主体となって実施しているが、取り組みを行っていない学校も見受けられ、学校間での人権・同和教育の差に繋がる恐れがあると危惧する。</p> <p>人権・同和教育の推進においては、取り組みの弱い学校に積極的に関わりを持ち、どう取り組ませるかも大切なことである。</p> <p>今後、教育機会の均等にも配慮しつつ、学校に対するアプローチ方法を検討し、人権・同和教育に取り組んでもらいたい。</p>		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	市民部人権推進課
措置内容等	<p>人権・同和教育推進事業補助金は、人権・同和教育を推進する事業に対して補助を行うことを目的とし令和2年度に新たに要綱を定めたものである。</p> <p>令和元年度までは、幼稚園、小・中学校が希望する事業に対し、市が講演者と契約などをし事業を実施してきたが、よりPTA等が主体性を持った取組となるよう事業補助として実施できるよう変更したものである。また幅広い団体による積極的な補助金の活用につながるよう、保育所、幼稚園、こども園、特別支援学校、高校及びさぬき市人権・同和教育研究協議会に加入する企業などへの周知や、市のホームページにも募集要項を掲載するなどして、事業の周知を行っているところである。</p> <p>今年度、小・中学校のPTA等での補助金の活用が十分でなかったことについては、新型コロナウイルスの影響による学校行事の様々な変更、また感染拡大の懸念によるものと考えているが、一方で事務手続が煩雑であるとの意見も徴取しているところである。</p> <p>次年度に向けより活用しやすい補助事業となるよう検討するとともに、学校等へ事業の実施を働きかけることとする。</p>

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度	結果No.	4
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部秘書広報課
指摘・意見等の項目	適切な人員確保について		
指摘・意見等の内容	<p>人員定数については、定員適正化計画に基づくものであることは承知しているが、第四次定員適正化計画中の「類似団体別職員数の状況」によると、普通会計の職員数は類似団体数値より下回っている状況である。このような状況下で、正規職員が減少し、会計年度任用職員が増加している現状は、時間外勤務を行う職員の更なる増加や、年次有給休暇の取得率の低下を招くものと懸念される。</p> <p>また、災害時は勿論のこと、大雨の多発や長期化などにおける職員の対応にも影響する恐れがあると考える。</p> <p>市民サービスの低下、職場環境の不均衡が生じぬよう、適切な人員の確保を望むものである。</p>		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	総務部秘書広報課
措置内容等	<p>本市の常勤職員数（H31.4.1）については、類似団体76団体のうち、人口規模と面積が本市と似通った8団体の平均値と比較した場合、概ね同程度ではあるが、本市の経常収支比率（H30決算）は県内8市の中で最も高く、財政の硬直化が進んでいることに加え、今後の財政収支も更に厳しさを増すことが避けられない見通しとなっており、これまで以上に財政の健全化を推進していく必要がある。</p> <p>このため、職員数についても抑制基調で管理していく必要があるものの、一方で、将来にわたり持続可能で安定した行政サービスの提供を行うことや、感染症対策を含めた災害時におけるマンパワーの確保にも留意した上で定員管理を行う必要性が高まっていることを踏まえ、常勤職員の総数を削減していく中で行政職の職員数は維持する方針を定めているところである。</p> <p>こうした中で、今年から庶務事務システムを導入し、労務管理の効率化に努めているところであり、今後においても、事務事業の見直しや業務の効率化、ICTの活用等に取り組むことで、時間外勤務の縮減や年次休暇の取得率向上など、本市職員のワーク・ライフ・バランスの推進を図るとともに、会計年度任用職員を含めた職員総数の適正化に努めていくこととしている。</p>

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度		結果No.	5
監査結果の区分	指摘事項	対象組織	市民部生活環境課 健康福祉部長寿介護課 教育委員会事務局 生涯学習課	
指摘・意見等の項目	団体運営補助金の間接補助について			
指摘・意見等の内容	<p>団体運営補助については、「さぬき市補助金見直し基準」（令和元年10月23日改訂）において、「団体運営補助で、当該年度補助金決定額の5割を超える前年度繰越金を生じている場合には、その超える額を補助金から減ずるものとする。」と規定されており、補助団体から間接補助として下部団体へ支出が確認される場合においても、この規定が適用されると考える。</p> <p>それを踏まえ、間接補助の支出元として、さぬき市連合自治会、さぬき市婦人団体連絡協議会、さぬき市遺族連合会の3団体については、以前から指摘を行ってきたところである。</p> <p>各団体の現状の対応状況は、次に示すとおりである。</p>			
	担当主管課	補助団体	報告内容	
	生活環境課	さぬき市連合自治会	支会に繰越しがある場合には、その目的を明らかにし、計画的な使い方について検討を求めていく。	
	生涯学習課	さぬき市婦人団体連絡協議会	各単位婦人会において、今後2年間を目途に、前年度繰越金を見直すよう協議していく。	
	長寿介護課	さぬき市遺族連合会	各地区の繰越金については、これまで会員から徴収してきた会費等を積み立てているものであり、備品購入費や整備費用等に充てるためのものである。	
<p>今後、下部団体については、「さぬき市補助金見直し基準」の規定に鑑み、補助金の減額について、数年を目途に再検討を求める。</p> <p>また、3団体の補助金額についても、下部団体の収支状態の把握、補助金の使途の明確化を行い、補助金額の決定を求めるものである。</p>				

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	市民部生活環境課
措置内容等	<p>さぬき市連合自治会補助金については、適正な執行と計画的な使用を行うよう当団体に指導を行っているところである。</p> <p>今後も当団体に対する補助金の公益性、必要性及び効果等を検証するとともに、前年度繰越金の額が補助額の5割を超える場合は、補助金の減額についても検討する。</p>

所属課等 (対象組織)	健康福祉部長寿介護課
措置内容等	<p>さぬき市遺族連合会への補助金については、今後も各地区の遺族会の補助金に係る使用内容を会計報告書により確認し、補助金の使途の明確化を図る。</p> <p>各地区の遺族会において、前年度の繰越金が補助金の5割を超えていることについて、これまで会員から徴収した会費・寄付金等の積立金が主なものであり、備品購入や忠霊塔等の整備費用に充てることを目的としている。</p> <p>このことから、補助金の使途と積立金等の通帳を分けるなどの対応により、補助金の使途を明確化するため、遺族連合会や各地区の遺族会と協議を行う。</p> <p>なお、団体等による会計処理が複数通帳となり煩雑になることも考慮する必要もあり、補助金と積立金等が区分できる他の方法も併せて検討する。</p>

所属課等 (対象組織)	教育委員会事務局生涯学習課
措置内容等	<p>生涯学習課から単位婦人会長に対し、婦人団体連絡協議会から単位婦人会への補助金についても、市から婦人団体連絡協議会への補助金と同様に「さぬき市補助金見直し基準」が適用されることを説明した。</p> <p>また、単位婦人会の多くが当該年度補助金決定額よりも前年度繰越金の方が多くなっている状況が見られる点を指摘するとともに、各単位婦人会において、令和3年度、令和4年度の2年間を目標に前年度繰越金が減額となるように取り組んでいくことについて合意を得た。</p> <p>なお、未払金等があり特定の年度のみ繰越金が多くなる場合は、説明ができる書類等を整えるよう指導している。</p>

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度	結果No.	6
監査結果の区分	検討事項	対象組織	総務部危機管理課
指摘・意見等の項目	避難訓練の在り方と防災士の活用について		
指摘・意見等の内容	<p>近年、他県において、地震や大雨による洪水、土砂崩れなど、様々な災害が多発している。</p> <p>それらの災害がさぬき市に起こった場合を想定し、防災支援における避難行動要支援者名簿に登載されている方を、どのように避難へ導くべきか確認できるよう、個別計画を作成したうえで定期的な避難訓練の実施が必要と考える。</p> <p>また、防災事業の一環として、防災士の資格取得に対する補助金（防災士育成支援事業補助金）制度がある。その制度において、補助対象者の合否結果が把握できないという問題があった。その問題については、申請時に合否の報告を義務付けることで資格取得の有無は確認できると考える。</p> <p>その結果、資格取得者に対して避難訓練への参加要請を行うことも可能となり、各地域で、災害に備えるノウハウを持った防災士が活動できることを期待するものである。</p>		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	総務部危機管理課
措置内容等	<p>防災士育成支援事業補助金実績報告書提出時に、防災士資格取得試験結果が分かる書類を添付させることで合否結果を把握できるようにするため、関係要綱の一部改正を令和3年4月1日付けで施行した。</p> <p>また、現在も実施しているが、当該補助金を活用した防災士に対する継続的な教育活動を今後も引き続き実施していくことで、防災士の資質向上を図るとともに、地域での防災訓練や防災研修会へ参加できる体制を整備していくものとしている。</p>

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度		結果No.	7
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	総務部危機管理課 建設経済部農林水産課 教育委員会事務局 教育総務課	
指摘・意見等の項目	備品台帳の整備について			
指摘・意見等の内容	<p>物品管理規則第9条第5項において、「物品管理者は、供用する備品について備品台帳を整備しなければならない。」と規定されている。</p> <p>しかし、令和元年度の備品について、管理システムに登録されている備品台帳を抽出確認したところ、登録誤り、または未登録のものが見受けられた。</p> <p>所管の備品台帳について、適正な整備をされたい。</p>			

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	総務部危機管理課
措置内容等	登録漏れ等を防ぐため、今後においては購入代金の支払処理と同時に登録を行うなど、チェック体制の強化を図り適正な管理に努めたい。
所属課等 (対象組織)	建設経済部農林水産課
措置内容等	<p>標記の件については、さすまた、トランシーバー、イノシン用捕獲檻、多和結願の里エアコンの備品登録を実施した。</p> <p>今後は登録漏れ等を防ぐため、購入代金の支払処理と同時に登録を行うなど、チェック体制の強化を図り適正な管理に努めるものとする。</p>
所属課等 (対象組織)	教育委員会事務局教育総務課
措置内容等	令和元年度の購入備品における登録誤りを修正し、未登録分については、登録を行った。

令和2年度定期監査・行政監査結果

指摘又は意見等

監査年度	令和 2 年度	結果No.	8
監査結果の区分	指導注意事項	対象組織	建設経済部農林水産課 健康福祉部福祉総務課
指摘・意見等の項目	準公金取扱規程の遵守について		
指摘・意見等の内容	<p>準公金取扱規程第4条第1項第4号において、「準公金に係る収入、支出及び精算の行為が適正に処理されているか否かを確認するとともに、1会計年度につき2回以上定期的に出納に関する証拠書類を点検し、その結果を所管の部長に報告すること。」と規定されている。</p> <p>しかし、さぬき市地域農業再生協議会等（農林水産課）の結果報告については、所管部長へ未報告のものが見受けられた。取扱規程を遵守し、適正に報告されたい。</p> <p>次に、準公金取扱規程第5条第1項第3号において、「準公金の収入又は支出に際しては、あらかじめ収入伺、支出伺等の書類を作成し、所属長の確認を経て、当該準公金に係る決裁権者の決裁を受けること。」と規定されている。</p> <p>しかし、さぬき市民生委員児童委員協議会連合会（福祉総務課）の支出伺書においては、最終の決裁権者である会長の押印が無く支出されているのが見受けられた。適正に事務処理をされたい。</p>		

指摘又は意見等に対する措置状況等

所属課等 (対象組織)	建設経済部農林水産課
措置内容等	<p>標記の件について、対応策として半期毎の監査時期に、これまで行ってきた会員への報告とは別に、所属部長への出納結果の報告を行うことを決定した。</p> <p>今後は、準公金取扱規程を遵守し、決定した対応策に基づき、適正に報告することに努めるものとする。</p>
所属課等 (対象組織)	健康福祉部福祉総務課
措置内容等	<p>令和2年度の定期監査時において指摘を受け、速やかに民生委員児童委員協議会連合会会長に報告するとともに、会長印のない支出伺書については、適正に処理を行った。</p> <p>今後については、出納に関する証拠書類を課内で点検し、会長にも確認・押印いただくとともに、当該条項の遵守に努めるよう改善を図る。</p>